

5 関経第 1027 号
令和 5 年 12 月 7 日

千葉県知事 殿

関東農政局長

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の制定について

このことについて、令和 5 年 12 月 1 日付け 5 経営第 2016 号農林水産事務次官依命通知があったので、御了知いただくとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に御配慮をお願いします。

なお、貴県管内各市町村及び関係団体には、貴職から通知願います。

5 経営第 2016 号
令和 5 年 12 月 1 日

関東農政局長 殿

農林水産事務次官

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の制定について

このたび、新規就農者育成確保緊急円滑化対策について、別紙のとおり新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱が定められたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

また、貴局管内都県の知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。